

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○二級河川唐桑圏域河川整備基本方針の公表	(河川課)	一
○二級河川気仙沼圏域河川整備基本方針の公表	(同)	一
○二級河川志津川圏域河川整備基本方針の公表	(同)	一
○二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備基本方針の公表	(同)	一
○二級河川坂元川水系河川整備基本方針の公表	(同)	一
○二級河川鹿折川水系河川整備基本方針の変更の公表	(同)	一
○二級河川伊里前川水系河川整備基本方針の変更の公表	(同)	一
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	二
公 告		
○公聴会の開催	(都市計画課)	二
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁教育企画室)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		五
○資金管理団体の届出		五

告 示

ページ

○宮城県告示第八百六十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川唐桑圏域河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百六十八号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川気仙沼圏域河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百六十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川志津川圏域河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、二級河川坂元川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、二級河川鹿折川水系河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、二級河川伊里前川水系河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百七十四号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社河南安全自動車学	売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
一 小野寺 淳	代表取締役	石巻市鹿又字曾波神前百十七番地		平成二十七年九月十四日

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十七年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日	時	場 所
---	---	-----

平成二十七年十月二日（金）午後七時から

石巻市穀町十四番一号
石巻市役所本庁舎

二 件名

石巻広域都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、石巻市、東松島市及び女川町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十七年九月二十五日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定されなかったときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- (5) 防災に関する主要な都市計画の決定の方針

塩田ちあきの会	鈴木 武夫	塩田美千代	黒川郡富谷町明石台三一四一六	平成二十七年八月三日	
高橋じゅいち後援会	鈴木 正悦	高橋やすえ	黒川郡大郷町石原字下り松七一	平成二十七年八月七日	
地域政党富谷町民党	岩田 士郎	相澤 嘉樹	黒川郡富谷町明石台一二四一	平成二十七年八月五日	
につた秀和七ヶ浜町後援会	伊藤 喜憲	伊藤 栄喜	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台一	平成二十七年八月四日	
はしもと伸一後援会	齋藤 智博	橋元 義一	一 亶理郡山元町山寺字頭無一六一	平成二十七年八月十二日	
宮城県商工政治連盟	齋藤 富嗣	亀山 桂太	石巻市鮎川浜南三一	平成二十七年八月二十五日	
石巻市牡鹿稲井支部	守屋 もりたけ後援会	守屋 守武	佐藤 俊章	気仙沼市松崎高谷一〇八	平成二十七年八月二十八日
やまと晴美後援会	大和 晴美	大和 弘一	亶理郡山元町鷲足字中筋四七	平成二十七年八月十九日	
横山のぼる後援会	横山 昇	横山 美幸	仙台市太白区郡山六一	平成二十七年八月十四日	
若生ひでとし後援会	若生 英俊	若生 明子	仙台市泉区泉ヶ丘四一〇一三	平成二十七年八月三日	
渡辺ちえみ後援会	渡邊千恵美	武田裕加里	亶理郡山元町山寺字樋前一〇	平成二十七年八月二十一日	

○宮選管告示第百一十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤博章後援会	佐藤 雅博	会計責任者の氏名	江間 洋一	伊藤幸由美	平成二十七年四月一日
伊藤ひろあきハーバI戦略会議	伊藤 博章	会計責任者の氏名	江間 洋一	伊藤幸由美	平成二十七年四月一日
桜井公一後援会	土井 徳夫	主たる事務所の所在地	宮城郡松島町手樽字早川東二八	宮城郡松島町手樽字三浦三七	平成二十七年八月二日
政治結社赤心義塾	鈴木 延也	会計責任者	澤口 真司	今野 智彦	平成二十七年

湯村いさみ後援会	高橋 俊明	代表者の氏名	高橋 俊明	高橋 健一	平成二十七年七月一日
若生ひでとし後援会	若生 英俊	主たる事務所の所在地	黒川郡富谷町あけの平一三〇一八	仙台市泉区泉ヶ丘四一〇一三	平成二十七年八月六日
渡辺まこと後援会	渡辺 明敏	代表者の氏名	渡辺 明敏	渡辺 辰雄	平成二十七年八月一日

○宮選管告示第百一十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
安藤よしお後援会	佐藤 義男	平成二十七年八月三十一日

○宮選管告示第百一十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

安藤よしお後援会

報告年月日 27. 8. 31 (27. 8. 31解散)

1 収入総額 947
 前年繰越額 947
 2 支出総額 0

○宮選挙告示第百十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年九月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

安藤よしお後援会

報告年月日 27. 8. 31 (27. 8. 31解散)

1 収入総額 36,947

前年繰越額 947

本年収入額 36,000

2 支出総額 36,947

3 本年収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入 36,000

総会及び分散会 36,000

4 支出の内訳

政治活動費 36,947

組織活動費 36,947

○宮選挙告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十七年九月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

資金管理団

体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
遠藤 伸幸	宮城県議会議員	遠藤のぶゆき後援会	○仙台市青葉区錦ヶ丘七ー七ー一	平成二十七年 八月一日
守屋 守武	宮城県議会議員	守屋もりたけ後援会	気仙沼市松崎高谷一〇八	平成二十七年 八月二十八日
大和 晴美	山元町議会議員	やまと晴美後援会	巨理郡山元町鷺足字中筋四七ー七	平成二十七年 八月十七日
横山 昇	宮城県議会議員	横山のぼる後援会	仙台市太白区郡山六ー一ー一	平成二十七年 八月十一日
渡邊千恵美	山元町議会議員	渡辺ちえみ後援会	巨理郡山元町山寺字樋前一〇	平成二十七年 八月十二日